

平成 17 年 3 月 14 日

各 位

株式会社ライブドア
代表取締役社長兼最高経営責任者 堀 江 貴 文
(証券コード 4753 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 熊 谷 史 人
(TEL:03 - 5788 - 4753)

株式会社ニッポン放送からの異議申立てに関するお知らせ

当社が平成 17 年 2 月 24 日付けで株式会社ニッポン放送を相手方として東京地方裁判所に対して行った新株予約権発行差止仮処分の申立てに対し、同地方裁判所は、同年 3 月 11 日、当社の申し立てを認めて新株予約権発行を仮に差し止める旨の決定を下しましたが、株式会社ニッポン放送は同地方裁判所に対し、同日付で異議申立を行いました。当社は同地方裁判所から、本日、異議申立書の交付を受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1：異議申立日

平成 17 年 3 月 11 日

2：当社の今後の方向性

当社としましては、株式会社ニッポン放送への資本参加及びフジサンケイグループとの事業提携を通じて、メディアとインターネットを融合した事業展開を行うことで、当社のみならずニッポン放送の企業価値ならびに株主利益を向上させるものと確信しております。

したがいまして、株式会社ニッポン放送の東京地方裁判所に対する異議申立に対しては司法の場に対応いたしますが、このことにより、これまでの当社の方向性に変更が生ずるものではなく、引き続き、フジサンケイグループに対して事業提携の呼び掛けを継続していく所存でございます。

以 上